

## 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案概要

### 1. 非正規労働者のセーフティネット機能の強化

#### (1) 特定理由離職者の範囲

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、更新がないため離職した者
- ② 法第33条第1項に規定する正当な理由によって自己の都合により離職した者

#### (2) 特定受給資格者の範囲の改正

契約締結時に更新されることが明示されていたにも関わらず契約更新がなされなかった離職者について、労働契約期間が1年以上である場合及び1年以上引き続き同一の事業主に雇用された場合も特定受給資格者とする。

#### (3) 特定理由離職者の所定給付日数の充実

以下に該当する者について、暫定的に所定給付日数を特定受給資格者並とする。

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、更新がないため離職した者
- ② 法第33条第1項に規定する正当な理由のある自己の都合により離職した者  
(被保険者期間6月以上12月未満の者に限る。)

### 2. 再就職が困難な場合の支援の強化

#### (1) 個別延長給付の対象者となる特定理由離職者

期間の定めのある労働契約が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、更新がないため離職した者

#### (2) 公共職業安定所長が、年齢・地域要件を満たした受給資格者に対し、就職が困難であると認める基準

- ・ 基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること
- ・ 正当な理由がなく、公共職業安定所の職業紹介・職業指導、公共職業訓練の指示等を受けることを拒んだことがないこと

#### (3) 個別延長給付の対象となる地域の基準

- ・ 労働力人口に対する有効求職者割合が、全国平均以上
- ・ 当該地域における有効求人倍率が、1未満
- ・ 雇用保険の基本受給率が、全国平均値以上

#### (4) 上記以外に個別延長給付の支給対象となる者の基準

- ・ 安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること
- ・ 産業構造、労働市場を踏まえ、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があること
- ・ 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導

- を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となること
- ・ 正当な理由がなく、公共職業安定所の職業紹介・職業指導、公共職業訓練の指示等を受けることを拒んだことがないこと

### 3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

#### (1) 受講手当の引上げ

公共職業訓練を受講する場合の受講手当を500円から700円に増額。(平成24年3月31日までの暫定措置)

#### (2) 常用就職支度手当の範囲の拡大及び支給額の増額

- ① 対象者の範囲について、安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、再就職した日において40歳未満である者を対象者として追加すること。  
(平成24年3月31日までの暫定措置)
- ② 支給額については、法律改正により、支給日数分の限度が拡充したことに合わせて、給付率を10分の3から10分の4に引き上げること。

○ 施行期日 : 平成21年3月31日